

議第47号

京都市立看護短期大学条例を廃止する条例の制定について

京都市立看護短期大学条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立看護短期大学条例を廃止する条例

京都市立看護短期大学条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 京都市立看護短期大学（以下「短期大学」という。）は、この条例の規定にかかわらず、平成24年 3月31日に短期大学に在学する者が短期大学に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、この条例による廃止前の京都市立看護短期大学条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日前に廃止前の条例第 4条第 1項の規定により貸与された修学資金（前項後段の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の条例第 4条第 1項の規定により貸与される修学資金を含む。）の返還の債務の免除については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

4 京都市立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 京都市立看護短期大学の項を削る。

別表第 2 京都市立看護短期大学の項を削る。

5 京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関

する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「及び京都市立看護短期大学」を削る。

(関係条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例による改正前の京都市立学校授業料等徴収条例の規定は、附則第2項前段の規定によりなお存続する短期大学に在学する者については、なおその効力を有する。
- 7 平成24年3月31日以前の期に係る短期大学の授業料については、なお従前の例による。
- 8 この条例による改正前の京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、附則第2項前段の規定によりなお存続する短期大学の学校医については、なおその効力を有する。

提案理由

京都市立看護短期大学を廃止する必要があるので提案する。